

新潟市からのお知らせ

窓口受付時間変更の お知らせ(1年間試行実施)

令和8年10月5日(月)～

9:00～16:30

対象施設

本館、古町ルフル、区役所、出張所、連絡所、保健所、水道局などの窓口開設時間が8:30～17:30であった施設

※土・日曜日、祝日、年末年始は閉庁します。

※公民館や図書館など、独自の開館時間を定めている施設は変更の対象ではありません。



受付時間変更対象の窓口など、取り組みの詳細は市ホームページに掲載しています。右の二次元バーコードを読み取ってご覧ください。



【お問い合わせ先】

新潟市総務部行政経営課 大野、八木澤
電話 025-226-2434(直通)

窓口受付時間変更についての疑問・質問にお答えします

Q1. なぜ窓口受付時間を短縮するのですか。

人口減少・少子高齢化により、今後、**人的・財政的資源がますます減少していく**ことが見込まれています。また、現在の窓口受付時間が職員の勤務時間より長く、窓口の開設準備等のために、**勤務時間外に職員の配置が必要**となっています。

来庁者の少ない時間帯の窓口受付時間を見直すことで、**市民サービスの向上や業務効率化のための検討時間を確保し、より良い行政サービスの提供**につなげることを目的としています。



Q2. すべての業務が対象になりますか。

これまで窓口開設時間が午前8時30分から午後5時30分までとしていた業務が対象となります。このため、現在24時間対応している**婚姻届や死亡届等の戸籍の届出は、引き続き、窓口受付時間外も対応**いたします。



Q3. 働いている市民が不便になりませんか。

昨年度実施した窓口状況等調査では、およそ9割の方が午前9時から午後4時30分までに来庁されていました。

一部の時間帯でご不便をおかけすることになりますが、**住民票や証明書等のコンビニ交付やオンライン申請など、市役所に行かなくても利用できるサービスの充実と利用促進に取り組み、市民の皆様への影響を最小限にとどめられるようにしていきます。**

また、試行実施期間中にいただいた市民の皆様のご意見等を踏まえ、本格実施に向け、必要な改善を行っていきます。



Q4. コンビニ交付の利用について教えてください。

キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている全国のコンビニエンスストアで利用できます。コンビニ交付の利用には、利用者証明用電子証明書が搭載された**マイナンバーカードが必要**です。利用時間は、**毎日午前6時30分から午後11時まで**です（保守点検日除く）。

令和9年3月31日まで、コンビニ交付での交付手数料は**150円**お得です。



コンビニ交付について

Q5. 窓口受付時間を短縮することで、どんな効果がありますか。

窓口受付時間の見直しによって生み出した時間等を活用し、手続きの簡素化や迅速化に取り組み、待ち時間や来庁回数を減らすことで、**より多くの市民の皆様にとって利用しやすい行政サービスの実現**を目指していきます。

